

## 「UWB(超広帯域)無線システムの技術的条件」のうち「マイクロ波帯を用いたUWB無線システムの屋外利用の技術的条件」に関する調査の進め方

「UWB(超広帯域)無線システムの技術的条件」(諮問第2008号)のうち、「マイクロ波帯を用いたUWB無線システムの屋外利用の技術的条件」に関し、以下のとおり調査を進めることとする。

### 1 検討対象システム及び調査事項

マイクロ波帯を用いたUWB無線システムの屋外利用の技術的条件を策定するため、新たな利用ニーズを踏まえ、既存無線システムとの周波数共用を図りつつ、以下の事項を調査・検討する。

#### (1) 屋外で使用可能な周波数帯域、占有周波数帯幅、不要発射強度等の検討

UWB無線システムの割当帯域は広く、共用システムが多く存在するため、屋外利用が要望されている7.25-10.25GHzの周波数帯の内、IEEE 802.15.4aにおいて優先的に使用するよう指定されている9チャンネル(中心周波数:7987.2MHz、周波数帯域幅:499.2MHz)に焦点を当て、他の無線システムへの影響を確認した上で検討を進める。

#### (2) 等価等方輻射電力による規定の検討

諸外国では等価等方輻射電力(EIRP)のみ定義されているが、日本では空中線電力、空中線利得及びEIRPが各々定義されており、諸外国のUWB無線システムを日本に持ち込んだ場合、日本の技術基準に合わせ制御するため諸外国に比べ性能が劣化する可能性がある。このため他の無線システムへの影響を確認した上で、等価等方輻射電力による規定の検討を進める。

### 2 検討スケジュール

別紙1のとおり

### 3 その他

本件の検討事項について、委員会が調査研究のために必要とする情報を収集し、委員会の検討を促進させるために別紙2の運営方針で、「UWB無線システム屋外利用検討作業班」を設置することとする。

なお、必要に応じて、関係者をオブザーバーとして参加させることとする。

## 今後のスケジュール

年月	分科会・委員会	作業班
平成 30 年 5 月	5/15(火) 技術分科会 ・検討開始の報告	
6 月	↓ 6/12(火)委員会 ・検討開始 ・作業班の設置	6/15(金) 第1回作業班 ・調査検討事項・進め方の確認 ・新たな利用ニーズ/利用モデル ・技術試験事務の結果報告
7 月		↓ ・技術基準の見直しの検討 ・測定法の検討 (適宜開催)
8 月		↓ 8 月下旬 ・作業班報告案とりまとめ
9 月	9/4(火) 委員会 ・委員会報告案最終とりまとめの検討 ・意見募集の実施 (募集期間一箇月程度)	
10 月	↓	
11 月	11/8(木) 委員会 ・委員会報告案最終とりまとめ  11/14(火)分科会 ・答申審議(予定)	

## UWB 無線システム屋外利用検討作業班の運営方針(案)

### 1 作業班の構成

- (1) 作業班は、陸上無線通信委員会(以下「委員会」という。)主査から指名された者により構成される。
- (2) 作業班主任は、委員会主査から指名された者がこれに当たる。
- (3) 作業班に主任代理を置くことができ、主任から指名された者がこれに当たる。

### 2 作業班の運営

- (1) 主任は、作業班の調査研究及び議事を掌握する。
- (2) 主任代理は、主任不在の時、その職務を代行する。
- (3) 作業班の会議は、主任が招集する。
- (4) 主任は、作業班の会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (5) 主任は、構成員に調査研究の協力を求めることができる。
- (6) 主任は、必要があると認める時は、作業班に、必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (7) その他、作業班の運営については、主任が定めるところによる。

### 3 会議の公開

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
- (2) その他、主査が非公開とすることを必要と認めた場合